

独立行政法人 経済産業研究所 (RIETI)



RIETI EBPM実務者ネットワーク シンポジウム プレゼンテーション資料

2024年7月18日

「EBPMにおけるデータ利活用について」

永元 隆雄

<https://www.rieti.go.jp/jp/index.html>

RIETI EBPM実務者ネットワークシンポジウム

EBPMにおけるデータ利活用について

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 パブリックセクター シニアマネジャー
永元 隆雄

2024年7月18日

※個人の見解であって、所属組織を代表するものではありません

自己紹介



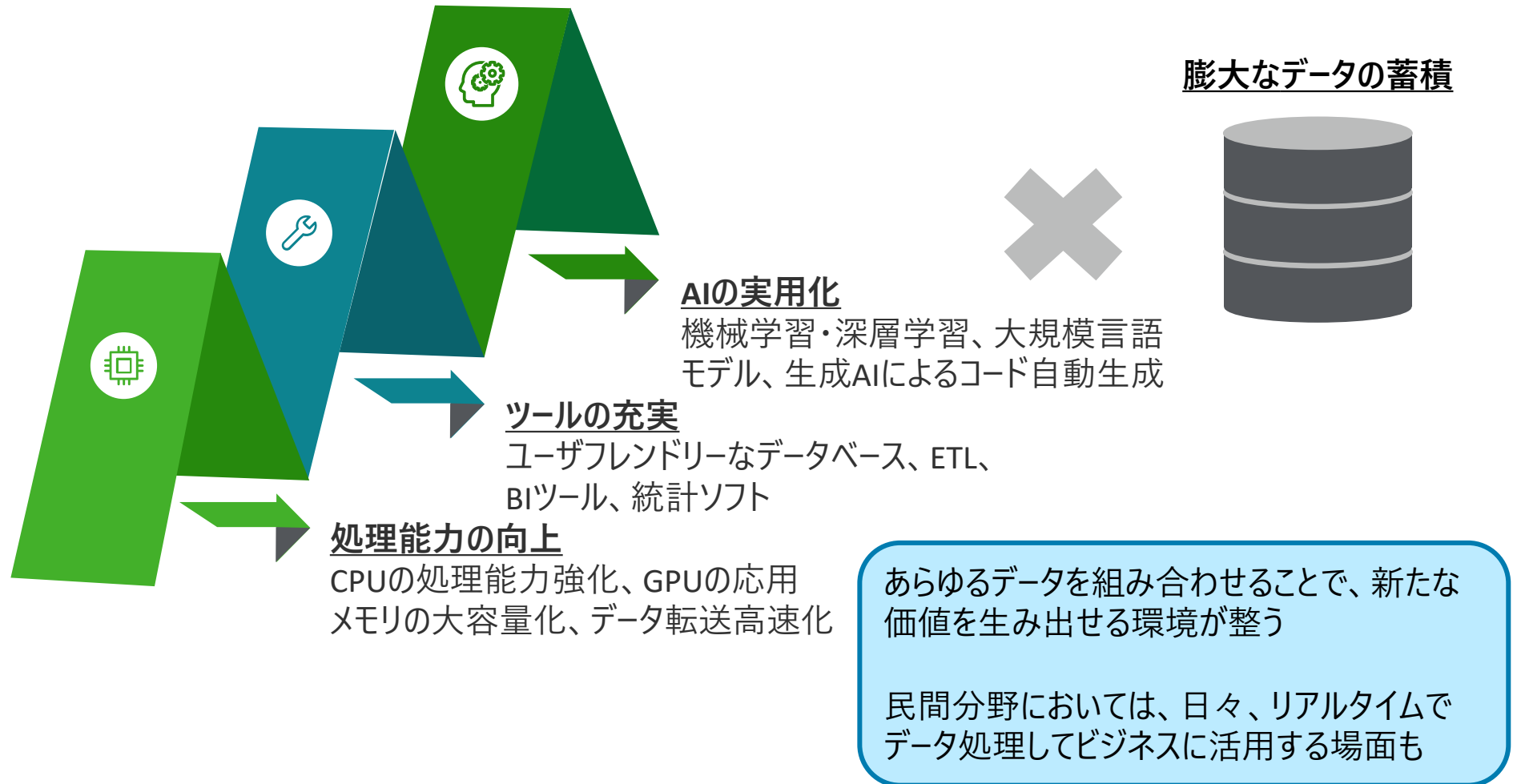
永元 隆雄

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社
パブリックセクター シニアマネジャー

日系コンサルティングファームを経て、現職。
公共政策領域におけるコンサルティング業務に長年従事。特にEBPMやBPR等、データドリブンで公共分野における政策改善・業務改善につなげるための取組を幅広く支援。
EBPMではロジックモデル作成等の基礎的な内容から、因果推論による政策効果の分析まで、幅広くプロジェクト管理者として実務経験を有し、政府職員向けEBPM研修の講師も経験。デロイトにおけるEBPMオフィシングチームをリード。

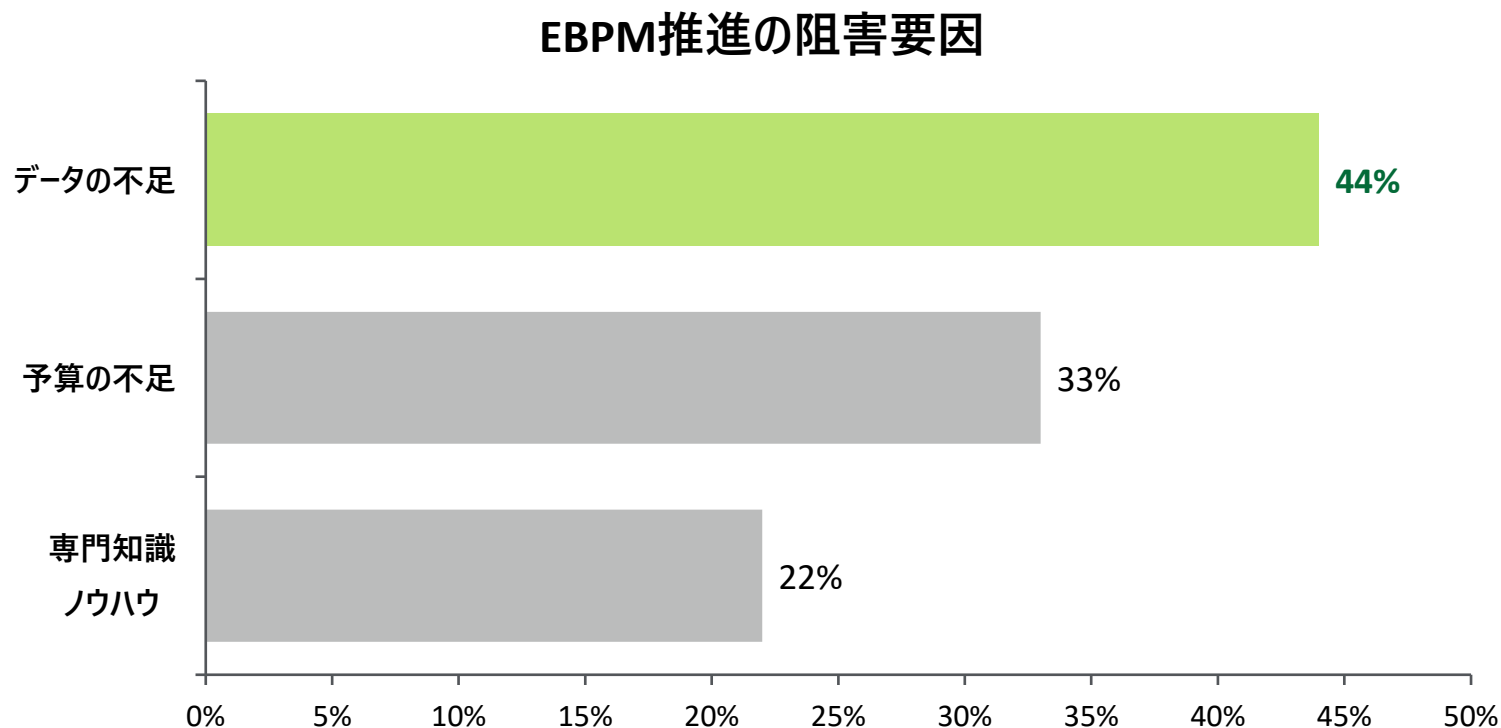
技術進展と膨大なデータ蓄積により、民間分野ではデータドリブンで様々なビジネスが展開されている理解

技術進展とデータ利活用の拡がり



一方で、ワイズスペンディング徹底に向けてEBPM推進が期待されるが、十分に推進・定着しているとは言えず、様々な阻害要因がある状況で特に「データの不足」が指摘される

EBPM推進を阻害する「データの不足」



出所：経済・財政一体改革推進委員会「経済・財政一体改革の点検・検証（概要）」令和6年3月 を基に作成
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_240330_2.pdf

技術的にはデータ利活用しやすい環境が整いつつあるが、様々な規制・制約等があることを踏まえて、現実的にまず何ができるか

データを利活用しやすくするためにできること

現在は、あらゆる商取引過程で必然的に多くのデータが生成・蓄積され、有効活用されることで新たな付加価値を生むケースが増大。行政も同様の可能性があり、これらをアグリゲートして利活用することは、技術的には不可能ではない環境になりつつある

長期的には大きな仕組みを目指すことが望まれるが、様々な規制・制約等を踏まえると容易ではなく、並行して現実的に少しずつ前進できることもあるのではないか

1 リサーチデザイン

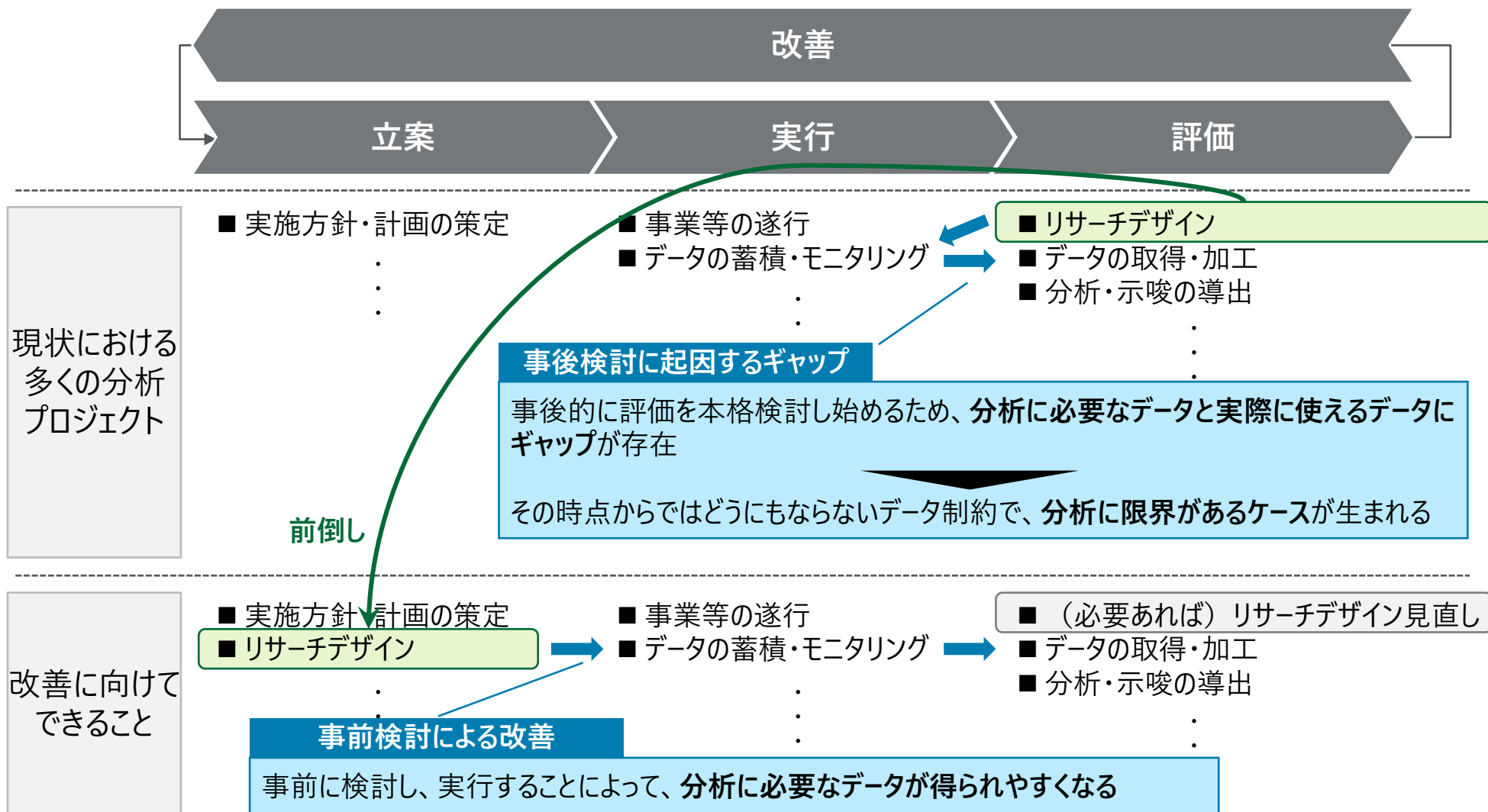
政策評価について早めに検討していればそれほど大きな苦労なく得られたはずのデータが、政策評価を本格的に検討し始める時期が遅いことによって、得られていないケースがあるのではないか

2 公的統計・行政記録情報

データ取得する際には、コスト面でメリットの大きい、既に存在しているデータである公的統計や行政記録情報を、より積極的に活用することによってデータ不足を解消できるケースがあるのではないか

現状、評価を実施するためのリサーチデザインは、事業の実施後に着手することが多い認識。
これを早めることで、あらかじめ評価を見据えたデータ整備ができるのではないかと

①リサーチデザインの前倒しイメージ



大きな追加作業を伴わない範囲内での工夫であっても、利活用可能なデータを充実させられる可能性がある

①リサーチデザインを前倒しする意味と対応の方向性

期待される改善

必ずしも追加作業を発生させず、もともと何かしらの記録をする予定であるものに工夫を加えるだけでも改善が期待。後続の評価時のデータ取得・加工負荷も軽減され、全体として評価の質だけでなく効率も改善が期待

（以下、工夫する際の観点例）

■ 対象範囲

➤ データを記録する対象者、対象時点・期間、等

■ 項目

➤ データ項目の精査、項目定義の明確化（記録者の揺れ防止）、等

■ フォーマット

➤ 局・自治体等の単位で記録する場合の統一フォーマットの整備

方向性

立案フェーズから、評価を見据えたリサーチデザインを検討し始めることが重要であり、ぜひその時点からEBPM実務者を巻き込んでいただきたい

ただし、その際に政策担当者の「腹落ち」が重要（EBPM実務者のみで検討しても、それが実行に移されない可能性）で、一体となって検討することもポイント

公共財としての性格を備える公的統計は、データ取得のための追加コストをかけずに活用できる可能性のある有効なデータソースであるが、利用のハードルは高い

②公的統計の活用

公的統計に関する現状認識

データ取得のための追加コストをかけず、既に存在している公的統計を活用することによって、有効な分析を実施できるケースがある

一方で、二次利用申請に要する時間や手続き負荷があり、実際に使える状態になるまでのハードルは存在する

そのため、利用を躊躇することがあり、そもそも選択肢として認識されていない可能性もあるが、規制改革会議での議論等を通して前向きな検討もなされている

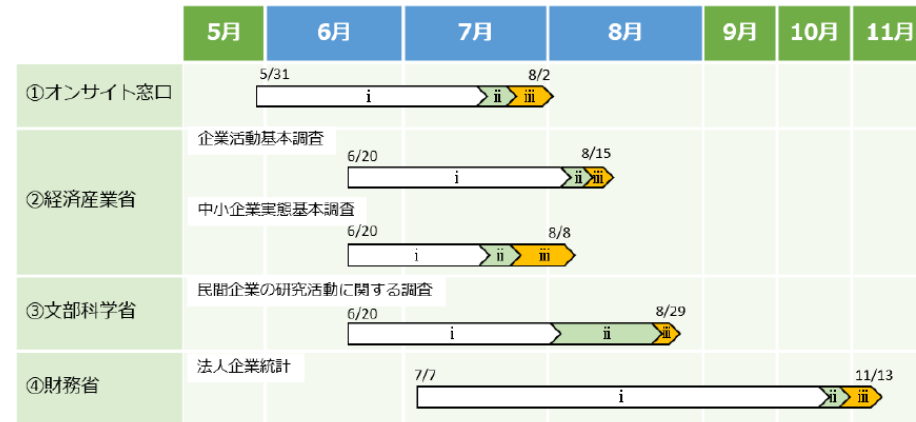
参考事例

本調査では、総務省行政評価局が主体となって公的統計を対象にマイクロデータを取得したが、いずれも手続きに時間を要したことで、取得までの期間は2か月～4か月程度であった

3 データの入手：マイクロデータの取得にかかる期間

< 凡例 >

- i : 事前相談（窓口に対し申請書類を送付し、修正点等の指摘を受ける）
- ii : 正式申請（窓口の了承が出た後、局内決裁を経て、正式に申請）
- iii : 利用開始（窓口から利用の承諾を受け、マイクロデータが利用可能になる）



効果検証の際には、データ取得にかかるリードタイムを考慮して分析に取り組む必要がある

出所：総務省行政評価局「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（総論）【概要】」令和6年3月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000953970.pdf

政策を実行する際に必然的に生み出される行政記録情報だが、EBPMで利用することができないケースも存在し、利活用しやすい環境整備が望ましい

②行政記録情報の活用

行政記録情報に関する現状認識

政策を実行する上で、行政機関では政策に関連する情報を必然的に記録（行政記録情報）することになるが、EBPMに役立つデータが存在していることが多い

一方で、その利用目的に合致しない等の様々な理由・制約によって、EBPM実務者が活用できないケースが存在する

当然、適切な情報管理が行われることをセットで担保されることが前提ではあるが、公益のため、より良い政策立案のために利用できる状態を目指すことが望ましく、一部では取組も進んでいる

参考事例

中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー

補助金・行政手続（※）・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポplus上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限る）に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。

上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用に同意したものとみなします。ただし、行政手続については、データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

（※）「行政手続」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の申請、事業継続力強化計画の申請、経営革新計画の申請、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）に基づくセーフティネット保証等の利用に際する申請を指します。

なお、申請は新規・変更の両方を含みます。また、経営力向上計画の申請は、経済産業省（経済産業部局）宛のみの申請に限ります。

出所：中小企業庁「中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー」
https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/

既存データについて、その利用が適したケースにおける可能性を高めるため、積極的に活用可能性を確認する試みが重要である

②公的統計・行政記録情報をより積極活用するために

- VUCA時代とも言われる変化の激しい世の中においては、迅速な意思決定が必要となる場面が増えており、活用可能性のある既存データ（公的統計・行政記録情報等）を、EBPM目的において利活用しやすい環境を整備することが望まれる
- 当然ながら、利用促進の議論のみが一方向的に先行する状態は望ましくなく、前提として情報セキュリティ等の観点もセットで議論されるべきである（とにかく使えるように、という考えのみではリスクを伴う）。これらについて、特に政策担当部局が主導するEBPMの取組で実際に分析を試みて、データを活用する限界や課題を把握し、改善を目指すような取組が優先的に行われることが必要と考えられる
- 我が国がEBPMに取り組み始めた際の基本的な考え方が示された「統計改革推進会議 最終とりまとめ 平成29年5月」に立ち返っても、「政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）を構築することが必要」とされている
- 公的統計・行政記録情報の更なる利活用に向けて、規制改革会議の議論や個別の取組等によって、前進に向かっている。EBPM推進に向けて、我々EBPM実務者も一体となって取り組み、公的統計・行政記録情報をより積極的に活用することで、政策とデータの両面で質を上げることに貢献したい